条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

> 令和3年 奈良市議会6月定例会

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例(市長専決処	见分)	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	 ・地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号) ・市(町・村)税条例(例)等の一部改正について(令和3年3月31日付総税市第13号総務省自治税務局長通知) ・地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 	4 制定改廃の概要	1.個人市民税 住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充・延長(附則第28条の7の4関係) 所得税の住宅ローン控除の特例の拡充・延長措置に伴い、当該 措置対象者についても、所得税額から控除しきれない額を、現行 制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する。 2.固定資産税・都市計画税 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続 宅地等及び農地について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感を配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。 3.軽自動車税 (1)環境性能割の税率区分の見直し(第88条の5関係) 軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな令和12年度(2030年度)燃費基準の下で税率区分を見直す。 (2)環境性能割の臨時的軽減の延長(附則第20条の2関係) 自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽 減する特例措置について、適用期限を9か月延長する。
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	(3) 種別割のグリーン化特例の見直し(附則第22条関係) 種別割のグリーン化特例(軽課)について、重点化等を行った上で2年間延長する。 総務部 市民税課、総務部 資産税課

奈良市税条例 新旧対照表

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第29条の2 略

2 • 3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由寸4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由寸 べき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長 の承認を受けている 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項 を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項

現行

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

において同じ。)により提供することができる。

第29条の3 略

2 • 3 略

務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該 申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

- 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告 書(以下本条、次条第2項及び 第57条第1項において

改正案

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第29条の2 略

2 • 3 略

べき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項 を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条 第3項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 略

2 • 3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき 公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税 公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の 2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該 申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法により提供することができる。

略

(特別徴収税額)

- 第55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各開55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
 - 書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第57条第1項において

「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年に おいて支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたも の(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」とい う。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額につ いて第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第56条 略

2 略

(環境性能割の税率)

第88条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割第88条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割 の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項 において準用する場合を含 (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

改正案

「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年に おいて支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたも の(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」とい う。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額につ いて第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第56条 略

- 2 略
- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経 由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8 条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところによ り、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に 対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ とができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同 項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項 を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提 供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とす る。

(環境性能割の税率)

- の税率は、当該各号に定める率とする。
- む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項 において準用する場合を含 (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
現行	改正案
む。)の規定の適用を受けるもの 100分の 2	む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
(3) 略	(3) 略
附則	附則
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2 略	2 略
3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす	
<u>る。</u>	
4 法附則第15条第19項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割	 3 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割
合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に	合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に
規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第19項</u> に規定する	規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する
固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。	固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
5 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町	
村の条例で定める割合は3分の2とする。	村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす	<u>5 法附則第15条第30項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす
る。	る。
7 法附則第15条第38項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割	6 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割
合は3分の1とする。	合は3分の1とする。
8 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	
9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす	7 <u>法附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす
る。	る。
<u>10</u> ・ <u>11</u> 略	<u>8・9</u> 略
(土地に対して課する <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の固定資産	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産
税の特例に関する用語の意義)	税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、	第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)~(7) 略	(1)~(7) 略
•	•

- (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)
- すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の 価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年 度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を 失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第67条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産 税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価 格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類 似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用 を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準 は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項 に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録されたものと する。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資 産税の特例)

の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該 年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この 条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は

改正案

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有|第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有 すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の 価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年 度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を 失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第67条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産 税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価 格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

> 似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用 を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準 は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項 に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録されたものと

> (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資 産税の特例)

|第12条||宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税||第12条||宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税| の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該 年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この 条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度 分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は

改正案

法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅 地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定 資産税額とする。

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度まで2 の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商 業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度まで13 の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額 が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該 固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも のに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅 地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定 資産税額とする。

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商 業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額 が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の2を乗じて得た額(当該字地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該 固定資産税額とする。
- のに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

改正案

について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用 を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに5 係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項 の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の 規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固 定資産税については、法附則第18条の3 (法附則第21条の2第2項において 準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産 税の特例)

額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第 15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農 地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に 掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資

について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用 を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに 係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項 の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の 規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第 14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固 定資産税については、法附則第18条の3 (法附則第21条の2第2項において 準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産 税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成30年</u>度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度ま</u>での各年度分の固定資産税の 額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第 15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農 地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に 掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、 前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限第14条 り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の 税額とする。

略

2 • 3 略

改正案

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

514条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2 • 3 略

4 令和2年度分の固定資産税について奈良市税条例の一部を改正する条例 (令和3年奈良市条例第20号)による改正前の奈良市税条例(以下「令和3 年改正前の条例」という。)附則第14条第3項において準用する同条第1項 ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分 の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る 令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の 固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第14条第3項において準用する 同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市

改正案

定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5 を乗じて得た額を加算した額

(当該市街化区域農地が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定 の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区 域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農 地調整固定資産税額とする。

前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年2 度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農 地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則 第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定 資産税額とする。

(固定資産税の免税点の適用に関する特例)

街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と た場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

|第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固<mark></mark>第15条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固 定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5 を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年 度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定 の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区」 域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農 地調整固定資産税額とする。

> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5 の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農 地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則 第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定 資産税額とする。

(固定資産税の免税点の適用に関する特例)

|第18条 附則第12条、第13条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分|第18条 附則第12条、第13条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分|

の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額 は、附則第12条、第13条又は第15条の規定の適用を受ける字地等、農地又は 市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける 市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除 く。)については附則第14条第1項

に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるもの とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- |第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅|第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅| 地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は 法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成 30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133 条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定す る課税標準となるべき額」とする。
- 月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地 保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき 価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき 価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に 規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第 11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

$3\sim5$ 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

改正案

の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額 は、附則第12条、第13条又は第15条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は 市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける 市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除 く。)については附則第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含 む。) 又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるもの とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は 法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和 3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133 条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定す る課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1 月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地 保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき 価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき 価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に 規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第 11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

改正案 現行

第20条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項 る場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下 この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和 元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第21条の5第3項におい て「特定期間」という。) に行われたときに限り、第88条第1項の規定にか かわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦 課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項 において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項 において準用する場合を含む。)の 適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交诵大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交诵大臣の 認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 • 4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自[第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自 動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項 までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

る第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令

において準用す第20条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用す る場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下 この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和 元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第21条の5第3項におい て「特定期間」という。) に行われたときに限り、第88条第1項の規定にか かわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条 略

課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第 3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の 適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の 認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 • 4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項 までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す る第90条の規定の適用については

和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分 の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽 自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に 規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動 車」という。)のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用について は、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第90条の 規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和 2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の 軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽 自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正案

規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動 車」という。)のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用について

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第90条の 規定の適用については

、 当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

用の乗用のものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該軸自動車が合和3年4月1日から令和4年3月3日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽負車車が合和4年4月1日から合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽負車車が合和6年6月1日から合和5年度のの軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の2機に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 7 法附別第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から合和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割にのり、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から合和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右側に取り、第3項の表の上での適用を受けることは、当該ガソリン軽自動車が合和3年2月1日から合和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に合和4年3月3日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に合和4年3月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる	現行	改正案
用の東用のものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該性自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽負車車が合和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表のが開に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業ガソリン軽自動車のを開発)といる場合には含和4年3月3日までの間が関連両番号指定を受けた場合には合和4年3月3日まで制度が関連である場合を関係します。 9 、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月3日まで制度が関連の番号指定を受けた場合には合和4年9分の軽自動車段の種別制度に関り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車段の種別制度に限り、第3項の表の左欄に掲げる自全の規定中同表の中欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右側に掲げるものを除き、管業用の東用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けて三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、管業用の東用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けることを対しませば、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にな合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にな金和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字程とする。	5 略	5 略
自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番分指定を受けた場合には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が合和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表のが欄に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間が回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中司表の中欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる「会の規定中司表の中欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる「会の規定中司表の中欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる「会の規定で適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に、令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句ともなる事に対回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家
定を受けた場合には合和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が合和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の4個に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中国表の中欄に掲げる字径は、それぞれ同表の右欄に掲げる字径は、それぞれ同表の右欄に掲げる字径は、それぞれ同表の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にに令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年3月1日まから令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする6年度分の乗回車であり無限が表別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする6年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする。6年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする6年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする6年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字包とする6年度分の軽自動車税の種別割に関り、84項の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表		用の乗用のものを除く。) に対する第90条の規定の適用については、当該軽
車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の2個に掲げる字句とする。 7 法財則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動型(営業用の乗用の乗用の動と限る。)に対する第90条の規定の適用とでのでは、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受ける場所を開かるのは限る。)に対する第90条の規定の適用とでいては、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にの令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から令和5年2月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指
受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表のた欄に掲げる写句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に関り、当該ガソリン軽自動車が令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるのを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年2月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に任令和4年度今の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に任令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に任令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動
機に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に関り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)(対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を
掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和5年度分の軽自動車税の種別間に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右側に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が合和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句規定中同表の申欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句表とする。		受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左
7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に取り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別書に限り、第3項の表の左欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字をとする。		欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
(営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割にり、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別語に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字をは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		<u>掲げる字句とする。</u>
当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に関り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字位は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 法所則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車
初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割にり、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別售に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字位は、それぞれ同表の右欄に掲げる字包とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句ととする。		(営業用の乗用のものに限る。) に対する第90条の規定の適用については、
り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別語に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字位は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別書に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字位は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にに令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる写の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限
に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) は対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に 対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4 年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句 には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句 とする。		間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割
8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に 対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字位とする。		に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) は対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句とする。		は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる官員条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車
月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に
令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる字句目をの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4
年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。		令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
<u>とする。</u>		には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる
		同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)		<u>とする。</u>
	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

改正案

第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車 が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該 当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条 の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 • 3 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき) 申告等)

第28条の6 略

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定 資産税については、第82条の2の規定は、適用しない。

3 • 4 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第28条の7の4 略

(法附則第15条第19項の条例で定める割合)

定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条 第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に 規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)

定める割合は3分の1とする。

が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該 当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条) の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 • 3 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき) 申告等)

第28条の6 略

の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定 の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定 資産税については、第82条の2の規定は、適用しない。

3 • 4 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第28条の7の4 略

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特 例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の 2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和 17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(法附則第15条第16項の条例で定める割合)

|第28条の8 法附則第15条第19項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で||第28条の8 法附則第15条第16項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で| 定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条| 第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に 規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)

|第28条の9 法附則第15条第38項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で|第28条の9 法附則第15条第34項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で| 定める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

第28条の10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分|第28条の10 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分| の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計 画税の特例)

の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条に おいて同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)、法 附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度まで2 の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3 (第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規 定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規

の2とする。

改正案

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計 画税の特例)

第29条 宅地等に係る<u>平成30</u>年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税<mark></mark>第29条 宅地等に係る<u>令和3</u>年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税 の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条に おいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の 都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)、法 附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3 (第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規 定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規

定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度まで の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定 にかかわらず、当該都市計画税額とする
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも 4 のに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに 5 係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

改正案

定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u> の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定 にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

改正案

22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都 市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画 税の特例)

額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)、法附則 第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に 応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下この条において「農地調整都市計画税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該市街化区

域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除

第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第[第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第 14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都 市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

> (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画 税の特例)

第30条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の第30条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の 額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)、法附則 第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において 同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に 応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市 計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下この条において「農地調整都市計画税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都第32条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都 市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額令和3年度分の都 市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除

改正案

- く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区 域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調 整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年2 度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農 地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項 を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街 化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定に かかわらず、当該都市計画税額とする。
- 第35条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25第35条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22 項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47 項若しくは第48項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都 市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは 第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

- く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区 域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調 整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5 の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農 地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項 を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街 化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定に かかわらず、当該都市計画税額とする。
- 項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42 項若しくは第43項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都 市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは 第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等3 制定改廃	・本庁舎の耐震化整備工事が完了し、奈良市	4 制定改廃の概要	1. 別表から奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会を削る。(別表関係)
の理由	本庁舎耐震化整備検討委員会の設置目的を達成したため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総務部 資産管理課

議案番号 71

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

		現行				改正案
長(第2	条関係)		別表	長(第2章	条関係)	
附属機				附属機		
関の属				関の属		
する執	附属機関	担任する事務		する執	附属機関	担任する事務
行機関				行機関		
等				等		
市長	略	略		市長	略	略
	奈良市消防団	略			奈良市消防団	略
	員等公務災害				員等公務災害	
	補償審査会				補償審査会	
	奈良市本庁舎	市の本庁舎の耐震化整備に係る基本方針の策				
	耐震化整備検	定についての調査審議及び答申に関する事務				
	討委員会					
	奈良市地域公	略			奈良市地域公	略
	共交通会議				共交通会議	
	略	略			略	略
略	略	略		略	略	略

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠達等 関係通達等 3 制定 の理由	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第2条による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第228号)第2条による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)の一部改正・上記の法令改正に伴い、引用条文に条項ずれが生じたため。	4 制定改廃の概要	 1.薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料等について、引用条文の整理を行う。(別表関係) (1)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項ずれ第12条第4項第13項→第13条第4項第14条第13項→第14条第15項第39条第4項→第39条第6項 (2)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の条項ずれ第1条の5→第2条の3第1条の6→第2条の4
5 施行期日	令和3年8月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

奈良市手数料条例 新旧対照表

		現行					改正案	
き (第	2条関係)			別表	(第	2条関係)		
番号	名称	事務	金額	3	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	H	略	略	略	略
107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法第12条第2	1件につき	1	107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法第12条第4	1件につき
O 4	医薬品製造販	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	4,000円	0	$\mathcal{D} 4$	医薬品製造販	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	4,000円
	売業許可更新	医薬品の製造販売業の許可の更				売業許可更新	医薬品の製造販売業の許可の更	
	申請手数料	新の申請に対する審査				申請手数料	新の申請に対する審査	
略	略	略	略	Щ	略	略	略	略
107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法第13条第3	1件につき	1	107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法 <u>第13条第4</u>	1件につき
の6	医薬品製造業	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	5,600円	0	か6	医薬品製造業	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	5,600円
	許可更新申請	医薬品の製造業の許可の更新の				許可更新申請	医薬品の製造業の許可の更新の	
	手数料	申請に対する審査				手数料	申請に対する審査	
略	略	略	略	H	略	略	略	略
107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法第14条第13	1品目につき	1	107	薬局製造販売	医薬品医療機器等法 <u>第14条第15</u>	1品目につき
の8	医薬品製造販	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	90円	0	カ8	医薬品製造販	<u>項</u> の規定に基づく薬局製造販売	90円
	売承認事項ー	医薬品の製造販売の承認事項の				売承認事項一	医薬品の製造販売の承認事項の	
	部変更承認申	一部変更の承認の申請に対する				部変更承認申	一部変更の承認の申請に対する	
	請手数料	審査				請手数料	審査	
略	略	略	略	H	略	略	略	略
108	高度管理医療	医薬品医療機器等法第39条第4	1件につき	1	108	高度管理医療	医薬品医療機器等法第39条第6	1 件につき
の3	機器等販売業	<u>項</u> の規定に基づく高度管理医療	11,000円	0	か3	機器等販売業	<u>項</u> の規定に基づく高度管理医療	11,000円
	又は貸与業許	機器等の販売業又は貸与業の許				又は貸与業許	機器等の販売業又は貸与業の許	
	可更新申請手	可の更新の申請に対する審査				可更新申請手	可の更新の申請に対する審査	
	数料					数料		

議案番号 72

		現行				改正案	
108	薬局開設許可	医薬品、医療機器等の品質、有	1件につき	108	薬局開設許可	医薬品、医療機器等の品質、有	1件につき
O 4	証書換え交付	効性及び安全性の確保等に関す	2,000円	Ø 4	証書換え交付	効性及び安全性の確保等に関す	2,000円
	手数料	る法律施行令(昭和36年政令第			手数料	る法律施行令(昭和36年政令第	
		11号。以下「医薬品医療機器等				11号。以下「医薬品医療機器等	
		法施行令」という。) <u>第1条の5</u>				法施行令」という。) <u>第2条の3</u>	
		の規定に基づく薬局開設の許可				の規定に基づく薬局開設の許可	
		証の書換え交付				証の書換え交付	
108	薬局開設許可	医薬品医療機器等法施行令 <u>第1</u>	1 件につき	108	薬局開設許可	医薬品医療機器等法施行令第2	1 件につき
の 5	証再交付手数	条の6の規定に基づく薬局開設	2,900円	Ø 5	証再交付手数	条の4の規定に基づく薬局開設	2,900円
	料	の許可証の再交付			料	の許可証の再交付	
略	略	略	略	略	略	略	略
備考	略			備考	略		

1 名 称	奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所抗	是供施設の設備	情及び運営の基準に関する条例(全部改正)
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第80号)	4 制定改廃 の概要	1. 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) (1) 適切なハラスメント対策に関する規定の新設 (2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画に関する規定 の新設 (3) 災害対応時における地域住民との連携に関する規定の新設 (4) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する 規定の変更
3 制定改廃の理由	・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(以下「基準省令」という。)の一部改正を踏まえ、本市の基準条例について所要の規定の整備を行う。 ・併せて、本市独自基準の明確化の観点から、条例の構造を、基準省令を引用する方式に改める。		2.条例の構造の変更 本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準と する部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改め る。
5 施行期日	令和3年8月1日	所管部課	福祉部 保護課

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠達等 3 制定改 の理由	・平城西中学校区において、学校規模適正化 及び施設一体型の小中一貫教育を進めるた め、右京小学校及び神功小学校を統合し、 平城西中学校の施設と一体化する。このこ とに伴い、小中学校の名称及び位置に変更 が生じるため。	4 制定改廃の概要	 右京小学校及び神功小学校を統合し、名称をならやま小学校に改める。(第2条関係) 平城西中学校の名称をならやま中学校に改める。(第2条関係)
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	教育部 教育政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行改正案(名称及び位置)(名称及び位置)

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとお りとする。 りとする。

種別	名称	位置
小学校	略	略
	奈良市立青和小学校	略
	奈良市立右京小学校	奈良市右京四丁目11番地の1
	略	略
	奈良市立神功小学校	奈良市神功二丁目2番地
	略	略
中学校	略	略
	奈良市立平城西中学校	奈良市神功二丁目1番地
	略	略
略	略	略

種別	名称	位置
小学校	略	略
	奈良市立青和小学校	略
	略	略
	奈良市立ならやま小学校	奈良市神功二丁目1番地
	略	略
中学校	略	略
	奈良市立ならやま中学校	奈良市神功二丁目1番地
	略	略
略	略	略

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例							
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	 奈良市公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改正する。(別表第2関係) 奈良市農業集落排水事業から長引地区農業集落排水処理施設を削る。(別表第2関係) 					
3 制定改廃の理由	・農業集落排水事業として事業認可を受けていた長引地区農業集落排水処理施設の特定環境保全公共下水道事業への移行及び公共下水道事業計画区域の拡大に伴い、所要の改正を行うもの。							
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 事業部 下水道事業課					

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行						改正案							
別表第	別表第2(第3条関係)						別表第2(第3条関係)						
2	名称	計画処理区域		計画処理人口 計画1日最大処理水 量			名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量		
				人	立方メートル					人	立方メートル		
奈	 良	都市計画	下水道法(昭和33	320, 650	<u>143, 437</u>		奈良	都市計画	下水道法(昭和33	<u>320, 664</u>	143, 465		
Ħ.	5公	公共下水	年法律第79号)第				市公	公共下水	年法律第79号) 第				
共	卡下	道事業	4条第1項の規				共下	道事業	4条第1項の規				
水	〈道		定により定めた				水道		定により定めた				
事	業		事業計画に定め				事業		事業計画に定め				
			る区域(月ヶ瀬尾						る区域(月ヶ瀬尾				
			山の一部、月ヶ瀬						山の一部、月ヶ瀬				
			長引の一部、月ヶ						長引の一部、月ヶ				
			瀬嵩の一部、月ヶ						瀬嵩の一部、月ヶ				
			瀬月瀬の一部、月						瀬月瀬の一部、月				
			ヶ瀬桃香野の一						ヶ瀬桃香野の一				
			部を除く。)						部を除く。)				
		略	略	略	略			略	略	略	略		
奈	₹良	略	略	略	略		奈良	略	略	略	略		
 	i農	尾山地区	略	略	略		市農	尾山地区	略	略	略		
業	集	農業集落					業集	農業集落					
落	排	排水処理					落排	排水処理					
水	く事	施設					水事	施設					
業	É	長引地区	月ヶ瀬長引の一	240	80		業						
		農業集落											
		排水処理											

議案番号 75

現行				改正案						
	施設									
	略	略	略	略		略	略	略	略	